

五管区水路通報・地域航行警報等の解説

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第 1 項 | 五管区水路通報について |
| 第 2 項 | 地域航行警報について |
| 第 3 項 | 管内の海上保安庁、自衛隊による訓練について |
| 第 4 項 | 管内の小型船舶実技講習、ヨット等のレース及び練習等について |
| 第 5 項 | 定置漁具について |
| 第 6 項 | 水路測量について |
| 第 7 項 | 水路業務法に基づく各種申請・届出の案内と様式について |
| 第 8 項 | 水路図誌（海図等）の購入について |
| 第 9 項 | 問い合わせ先について |

第 1 項 五管区水路通報について

第五管区海上保安本部では、大阪府・兵庫県（日本海側を除く）・和歌山県・徳島県・高知県の沿岸及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航のための各種情報を「五管区水路通報」として取りまとめて提供しています。



(1) 提供方法は以下のとおりです。

■インターネットホームページへ掲載

最新号及び過去発行分 <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/index.html>

有効な五管区水路通報一覧 <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/valid.html>

※日本語版のみ提供しています

※発行は原則として毎週金曜日で当日が祝日の場合は発行日を変更します

※大型連休などの影響で発行を翌週へ延期することがあります

■五管区水路通報 RSS 配信 https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/rss_NtM.xml

※上記の提供 URL を RSS リーダー等へ登録してください

※RSS に含まれる情報は発行日の情報に限ります

※RSS リーダー等のご利用に関する個別のサポートは行っておりません

- (2) 提供している情報として代表的なものは、以下のとおりです。
- (イ) 海上における各種訓練及び演習
 - (ロ) 灯台、灯浮標等の航路標識の新設、現状変更、撤去及び障害の発生
 - (ハ) 海上における各種工事、作業、行事、測量及び観測
 - (ニ) 沈船、浅所、漂流物又は水中障害物の存在、不存在
 - (ホ) 船舶の航行又は航泊の制限・禁止
 - (ヘ) 魚礁、漁具、海底線又は海底管の存在、不存在
 - (ト) 港湾施設又は航海の目標となる物標に関する情報
- (3) 五管区水路通報では、下記の表現方法を用いています。
- (イ) 項数は、年間を通じ一貫番号を付与しています。
 - (ロ) 方位は、真方位（0° から時計回りに 360°（＝0°）まで）を用い、16 方位（「北北東」等）は概略の方位を示します。なお、明弧及び指導線の方位は海側からの値で示します。
 - (ハ) 位置は、緯度経度で表します。測地系は、「世界測地系（WGS-84）」を使用しています。
 - (ニ) 時刻は、日本標準時を用い、24 時間制で 0000 から 2400 の数字 4 個で示します。
 - (ホ) 関係する前通報又は削除する通報があれば、その項数を冒頭に記載します。
 - (ヘ) 海上衝突予防法に規定する標識については、記載を省略しています。
 - (ト) 通報記載の付図は概略であり背景（陸部）が最新ではないことがあります。
- (4) 五管区水路通報はデジタルデータ（kml 形式）も提供しています。
- (イ) kml は GIS 地理情報（点、線や面の空間データ）を含むデジタルデータです。
 - (ロ) 拡張子が“kml”のファイルで対応するソフトウェア等で表示することができます。
 - (ハ) 海しるへインポートして様々な情報と重畳またはデータを編集することができます
- ※海しる <https://www.msil.go.jp/map/ja>

第2項 地域航行警報について

第五管区海上保安本部では管轄区域内の港及び付近を航行する船舶の安全のために、緊急に周知する必要がある情報を「五管区地域航行警報」として、海岸局からの無線電話（VHF）及びインターネットホームページにより、日本語及び英語で提供しています。

地域航行警報で使用する経緯度の測地系は「世界測地系（WGS-84）」です。また、時刻は日本標準時を用い、24 時間制で 0000 から 2400 の数字 4 個で示します。

無線電話（VHF）では緊急に周知する必要がある情報を「安全通信」として、また事案の消滅等の安全通信に該当しない情報を「各局あて同報」として、以下のとおり随時及び必要に応じ再送信時刻にも提供しています。

海岸局呼出名称	こうべほあん
電波の型式及び周波数	F3E ch16
再送信時刻	10 時 32 分 40 秒及び 16 時 32 分 40 秒

■地域航行警報ホームページアドレス

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/kanku/05kanku.html>

第3項 管内の海上保安庁、自衛隊による訓練について

足摺岬南方、紀伊水道南方、大阪湾、潮岬東方等において、海上保安庁及び自衛隊による射撃・爆撃訓練、潜水訓練、救難訓練等が年間を通して実施されています。

■管内自衛隊・海上保安庁訓練区域ホームページアドレス

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/kunren/index.html>

第4項 管内の小型船舶実技講習、ヨット等レース及び練習について

阪南港、阪神港、姫路港付近及び高知港において、小型船舶実技講習、ヨット等レース及び練習が定例的に実施されており、その区域を下記ホームページに掲載しています。

また、上記以外に実施されているものについては、その都度、五管区水路通報で情報提供しています。

■管内小型船舶実技講習・ヨットレース及び練習等区域ホームページアドレス

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/kogata/kogata.html>

第5項 定置漁具について

和歌山、大阪、兵庫（瀬戸内海）、徳島、高知各府県の沿岸部には、海苔網、いけす、養殖筏、定置網など多数の漁具が設置されており、昼夜を問わず船舶・水上バイクの絡網や乗揚げ等の海難が頻発しているので、厳重な注意を払って航行してください。

漁業法による定置漁具の概略位置は、海洋状況表示システム（愛称：海しる）に掲載しています。

また、海洋状況表示システムに掲載していないもので、船舶の航行に支障をきたすおそれがあるものについては、その都度、五管区水路通報で情報提供しています。

最新や詳細な情報は管轄の府県にお問い合わせください。

第6項 水路測量について

第五管区海上保安本部が実施する水路測量及び水路業務法第6条に基づく許可を受けた水路測量（第五管区内で実施するものに限る）については公示をしています。

えい航等の作業を伴う操縦性能制限船等が実施する水路測量については管区水路通報に掲載しています。

■水路測量実施区域（公示）

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/koji/koji_5kan.htm

第7項 水路業務法に基づく各種申請・届出の案内と様式について

海図記載内容に変化が生じる海上工事を実施する場合や海図・水路誌等の記載事項と著しく異なる事象等を発見した場合には、第五管区海上保安本部海洋情報部又は最寄りの海上保安部署までご連絡をお願いします。

■水路業務法に基づく各種申請・届出ホームページアドレス

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/gyomuhou/kyokasinsei.html>

第8項 水路図誌（海図等）の購入について

海図、水路誌等の水路図誌は日本水路協会海図ネットショップや水路図誌販売所等で購入できます。下記ホームページアドレスまたは水路図誌目録（書誌第900号）の巻末をご参照下さい。

■日本水路協会（海図の購入方法）ホームページアドレス

<https://www.jha.or.jp/jp/jha/purchase/>

第9項 問い合わせ先について

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第二地方合同庁舎7階

TEL 078-391-6651(内線 2515、2516)